

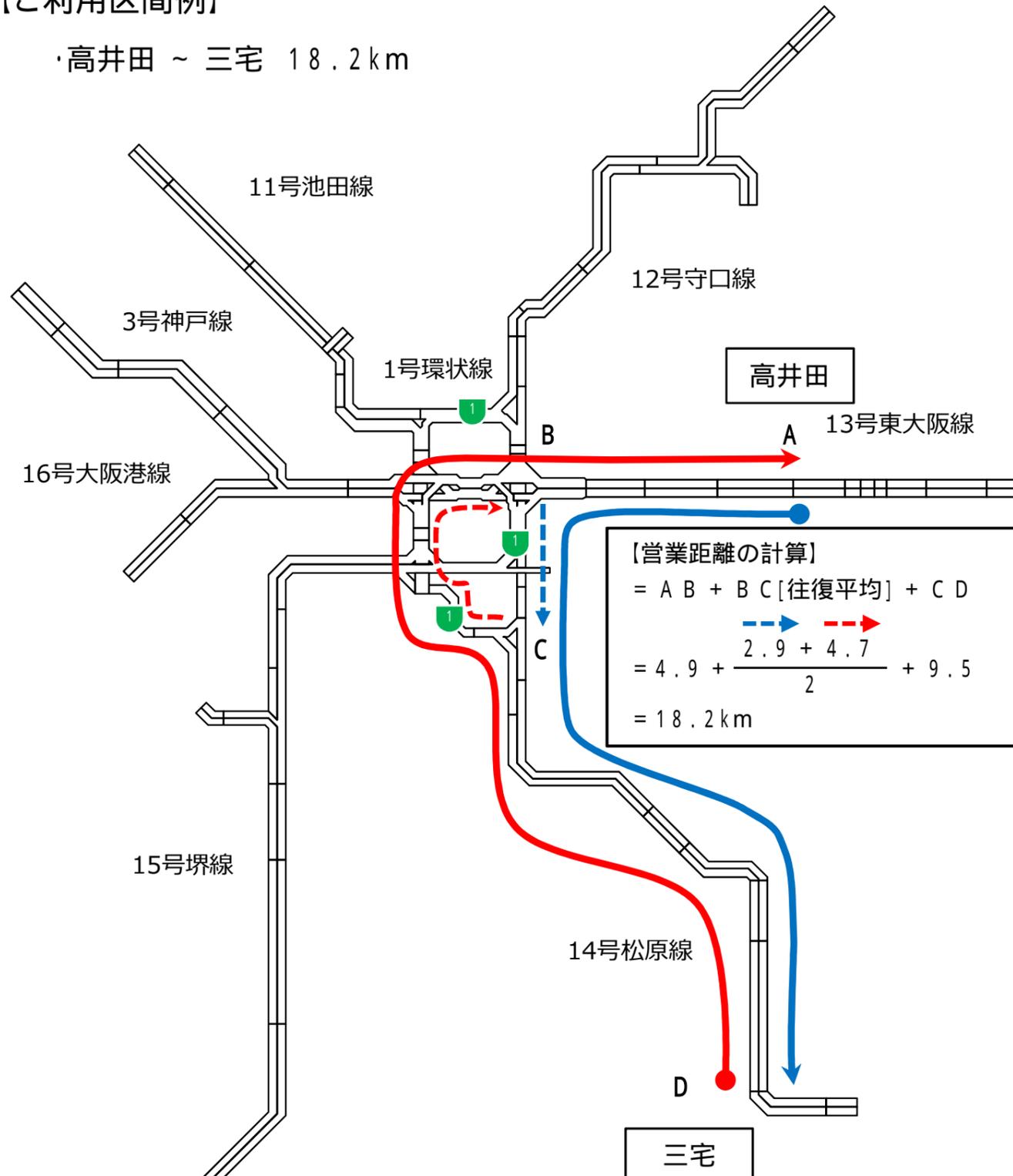
1号環状線を通過する区間及び1号環状線を発着点とする区間の営業距離について

1号環状線を通過する区間の場合

一方通行となっている環状線を通過する区間をご利用の場合は、往復で環状線内の利用距離が異なるため、環状線部分は往復平均距離を利用距離として採用し、営業距離が往復で同じになるよう設定しています。

【ご利用区間例】

・高井田 ~ 三宅 18.2 km



1号環状線を発着点とする区間の場合

一方通行となっている環状線を発着点とする区間をご利用の場合は、実距離が営業距離となります。

【ご利用区間例】

- ・塚本 道頓堀 7.2 km
- ・えびす町 住之江 9.8 km

